

広島市AED(自動体外式除細動器)貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区役所庁舎に配置するAED(自動体外式除細動器)を貸出しすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(配置及び管理)

第2条 前条に規定するAED(以下「貸出用AED」という。)は、区役所庁舎ごとに、1台ずつ配置する。

2 貸出用AEDは、当該区役所の市民部地域起こし推進課(以下「地域起こし推進課」という。)において管理する。

(貸出しの対象)

第3条 貸出用AEDは、本市の地域住民が10人以上参加するスポーツ活動その他の地域コミュニティの振興を目的とする活動を行う団体又はその他市長が特に必要と認めるものに対し、貸出しするものとする。

(貸出しの期間)

第4条 貸出用AEDを貸出しすることができる期間は、貸出しの当日から7日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(費用負担)

第5条 貸出用AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出用AEDを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、その借り受けた貸出用AEDの運搬、維持管理等に要する経費を負担するものとする。ただし、パッド等の消耗品の交換に要する経費については、本市が負担する。

(貸出し及び返却の受付等)

第6条 貸出用AEDの貸出し及び返却の受付は、地域起こし推進課において、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日における午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

2 借受者は、前項の貸出しの受付時において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出しを希望する期間の初日の1か月前までに、貸出申請書(様式第1)を提出すること。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(2) 貸出しの承諾を受けたときは、地域起こし推進課職員の指示に従うとともに、借受書(様式第2)を提出すること。

3 借受者は、第1項の返却の受付時において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出期間の末日までに、貸出用AEDを返却するとともに、使用状況等報告書(様式第3)を提出すること。

(2) 貸出用AEDの返却に当たり、借受者及び地域起こし推進課職員の立会のもとで、貸出用AEDの点検・確認を行うこと。

(3) 貸出用AEDを破損し、又は紛失した場合、破損・紛失届(様式第4)を提出すること。

(貸出しの承諾等)

第7条 市長は、前条第2項第1号の申請書の提出があった場合、貸出用AEDの管理上支障がない限り、その貸出しを承諾するものとする。

(使用責任者の配置等)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する者を貸出用AEDの使用責任者として選任しなければならない。

- (1) 医療従事者(医師、看護師又は保健師)
- (2) 救急救命士
- (3) 消防署その他の機関が実施する心肺蘇生等の救命講習を修了した者

2 借受者は、活動を行う会場に貸出用AEDを設置する間において、前項の使用責任者を当該会場に配置しなければならない。

(周知)

第9条 借受者は、活動を行う会場に貸出用AEDを設置したときは、会場内にいる者に対し、AED(自動体外式除細動器)が設置されていることを周知するよう努めるものとする。

(借受者の責務)

第10条 借受者は、借り受けた貸出用AEDの使用・管理に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者として適切に管理すること。
- (2) その使用权を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供しないこと。
- (3) 承諾を受けた目的以外に使用しないこと。

(承諾の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であっても、第7条の承諾を取り消し、貸出用AEDの返還を命ずることができる。

- (1) 借受者が、この要綱の規定に反し、貸出用AEDを使用し、又は管理したとき
- (2) 貸出用AEDの管理上又は公益上必要があると認められるとき

(損害賠償義務)

第12条 借受者は、故意又は過失により貸出用AEDを破損し、又は紛失したときは、当該貸出しを行った地域起こし推進課と協議した上で、借受者の負担において当該貸出用AEDと同等のAEDを購入し、地域起こし推進課に納品し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(市の損害賠償義務)

第13条 本市は、貸出用AEDの不適正な使用により事故が生じ、損害を受けることがあっても、その損害の責めは負わない。

2 本市は、第11条の規定による承諾の取消しをし、返還を命じたことにより、借受者が損害を受けることがあっても、その損害の責めは負わない。

(帳票の様式)

第14条 この要綱に定める帳票の様式については、市長が別に定める。

(委任規定)

第15条 この要綱に規定するほか、貸出用AEDの貸出しについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月23日から平成26年3月31日までを施行期間とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までを施行期間とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までを施行期間とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1)

令和 年 月 日

広島市長 あて
(区あて)

(申請者)

住 所

団体名

代表者

(担当者名・その連絡先)

広島市AED(自動体外式除細動器)貸出申請書

AEDの貸出しを受けたいので、つぎのとおり申請します。

申請にあたっては、広島市AED(自動体外式除細動器)貸出要綱を遵守するとともに、その内容に関し異議は申し立てません。

行事の名称	
行事の目的等	
開催期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
参加予定人数	(10人以上の地域住民の参加が対象)
開催会場	
会場に配置するAED使用責任者	(該当者に○印) 医療従事者(医師 人、看護師 人、保健師 人) 救急救命士 人 救命講習修了者 人(修了証の写しを添付すること) AED使用責任者氏名 _____
貸出期間 (貸出日から7日以内)	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
貸出台数	1台

*地域起こし推進課 決裁欄	上記のとおり、貸出してよいでしょうか。 貸出受付NO _____			
	担 当		課長補佐	課 長

広島市AED(自動体外式除細動器)貸出要綱(抜粋)

(貸出しの対象)

第3条 貸出用AEDは、本市の地域住民が10人以上参加するスポーツ活動その他の地域コミュニティの振興を目的とする活動を行う団体又はその他市長が特に必要と認めるものに対し、貸出しするものとする。

(費用負担)

第5条 貸出用AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出用AEDを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、その借り受けた貸出用AEDの運搬、維持管理等に要する経費を負担するものとする。ただし、パッド等の消耗品の交換に要する経費については、本市が負担する。

(貸出し及び返却の受付等)

第6条 貸出用AEDの貸出し及び返却の受付は、地域起こし推進課において、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日における午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

2 借受者は、前項の貸出しの受付時において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出しを希望する期間の初日の1か月前までに、貸出申請書(様式第1)を提出すること。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(2) 貸出しの承諾を受けたときは、地域起こし推進課職員の指示に従うとともに、借受書(様式第2)を提出すること。

3 借受者は、第1項の返却の受付時において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出期間の末日までに、貸出用AEDを返却するとともに、使用状況等報告書(様式第3)を提出すること。

(2) 貸出用AEDの返却に当たり、借受者及び地域起こし推進課職員の立会のもとで、貸出用AEDの点検・確認を行うこと。

(3) 貸出用AEDを破損し、又は紛失した場合、破損・紛失届(様式第4)を提出すること。

(使用責任者の配置等)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する者を貸出用AEDの使用責任者として選任しなければならない。

(1) 医療従事者(医師、看護師又は保健師)

(2) 救急救命士

(3) 消防署その他の機関が実施する心肺蘇生等の救命講習を修了した者

2 借受者は、活動を行う会場に貸出用AEDを設置する間において、前項の使用責任者を当該会場に配置しなければならない。

(周知)

第9条 借受者は、活動を行う会場に貸出用AEDを設置したときは、会場内にいる者に対し、AED(自動体外式除細動器)が設置されていることを周知するよう努めるものとする。

(借受者の責務)

第10条 借受者は、借り受けた貸出用AEDの使用・管理に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良なる管理者として適切に管理すること。

(2) その使用权を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供しないこと。

(3) 承諾を受けた目的以外に使用しないこと。

(承諾の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であっても、第7条の承諾を取り消し、貸出用AEDの返還を命ずることができる。

(1) 借受者が、この要綱の規定に反し、貸出用AEDを使用し、又は管理したとき

(2) 貸出用AEDの管理上又は公益上必要があると認められるとき

(損害賠償義務)

第12条 借受者は、故意又は過失により貸出用AEDを破損し、又は紛失したときは、当該貸出しを行った地域起こし推進課と協議した上で、借受者の負担において当該貸出用AEDと同等のAEDを購入し、地域起こし推進課に納品し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(市の損害賠償義務)

第13条 本市は、貸出用AEDの不適正な使用により事故が生じ、損害を受けることがあっても、その損害の責めは負わない。

2 本市は、第11条の規定による承諾の取消しをし、返還を命じたことにより、借受者が損害を受けることがあっても、その損害の責めは負わない。

(委任規定)

第15条 この要綱に規定するほか、貸出用AEDの貸出しについて必要な事項は、市長が定める。

(様式第2)

令和 年 月 日

広島市長 へ
(区へ)

(借受者)

団体名

代表者

連絡先

広島市AED(自動体外式除細動器)借受書

下記のとおり貸出用AEDを借り受けます。

数 量	1 台
期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
返納場所	区役所市民部地域起こし推進課
AED規格等	
備 考	

* 地域起こし推進課 決裁欄	貸出受付NO _____		
	担 当	課長補佐	課 長

(様式第3)

令和 年 月 日

広島市長 へ
 (区へ) (借受者)
 団体名
 代表者
 連絡先

広島市AED(自動体外式除細動器)使用状況等報告書

貸出を受けたAEDの使用状況等について、つぎのとおり報告します。

行事の名称	
開催期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
参加人数	
AED使用の有無	使用なし 使用あり
[使用した場合] 使用状況 (必要に応じ別紙を添付)	○使用日時 令和 年 月 日 () 時 分頃 発症から使用までの所要時間: 約 分 ○使用者及びその資格等 ○使用を受けた者の状況 性別: 男 女、年代: 状態

* 返却時の点検・確認(借受者及び地域起こし推進課職員の立会のもとでの点検・確認状況)

確認等日時 令和 年 月 日 《確認者》 借受者: 地域起こし推進課:	○本体 ・キズの有無 ・作動状態(青色ランプ点滅(正常)) ○附属品 ・電極パッド ・消耗品(はさみ、人工呼吸用マスク) ・小児用電極パッドケース・電極パッド ○取扱説明書等の有無	異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> :あり <input type="checkbox"/>
---	---	--

* 地域起こし推進課 決裁欄	貸出受付NO _____			
	担 当		課長補佐	課 長

(様式第4)

令和 年 月 日

広島市長 あて
(区あて) (借受者)
団体名
代表者
連絡先

広島市AED(自動体外式除細動器)破損、紛失届

貸出を受けたAEDの破損、紛失の状況はつぎのとおりです。

行 事 の 名 称	
貸 出 期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
破 損、紛 失 の 状 況 等	

* 地域起こし推進課 決裁欄	貸出受付NO _____			
	担 当		課長補佐	課 長

(様式第5)

年度

広島市AED(自動体外式除細動器)貸出記録簿

貸出 受付	貸出希望日	返却 予定日	行事開催日・名称	使用 有無	破 損 紛失 有無	備 考
	貸出日	返却日	貸出先団体名、 担当者、連絡先(電話)			
1	/	/	/ ()	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
	/	/	—	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
2	/	/	/ ()	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
	/	/	—	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
3	/	/	/ ()	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
	/	/	—	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
4	/	/	/ ()	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
	/	/	—	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
5	/	/	/ ()	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
	/	/	—	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	